

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】 飲食店等に対する協力金(変更)

県の要請に御協力頂いた飲食店等に対して支給する協力金について、下記のとおり変更します。

協力期間	対象地域	支給額	
		中小企業等	大企業
① 8/2(月)20時から8/31(火)24時までの全30日間	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市	99万円～285万円	600万円以内
② 8/4(水)20時から8/31(火)24時までの全28日間	8/8からまん延防止等重点措置区域となっている23市町	94万円～270万円	560万円以内
	8/16からまん延防止等重点措置区域となっている茂木町	90万円～250万円	
	8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う那珂川町	88.5万円～242.5万円	
③ 8/8(日)20時から8/31(火)24時までの全24日間	8/8からまん延防止等重点措置区域となっている23市町	84万円～240万円	480万円以内
	8/16からまん延防止等重点措置区域となっている茂木町	80万円～220万円	
	8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う那珂川町	78.5万円～212.5万円	

※緊急事態措置終了（9/12（日））まで継続協力要請

9/1（水）～9/12（日）分は第5弾として支給（別途申請が必要）

緊急事態措置適用に伴い、下限額が
3万円/日から4万円/日に増額

【申請方法】郵送又はインターネット

【受付期間】8月12日(木)～10月15日(金)（ただし、インターネットの受付は8月30日(月)から）

詳しくは、「栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金センター」にお問い合わせください。

(受付時間) 9時から17時まで（土日、祝日含む）

(電話番号) 028-651-3707

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第5弾】 飲食店等に対する協力金

県の要請に御協力頂いた飲食店等に対して協力金を支給します。

協力期間	対象地域	支給額	
		中小企業等	大企業
①【8/20から新たに御協力いただく方】 8/20(金)20時から9/12(日)24時までの全24日間	8/20から緊急事態措置区域となる県内全域	96万円～240万円	480万円以内
②【第4弾協力金から継続して御協力いただく方】 9/1(水)20時から9/12(日)24時までの全12日間		48万円～120万円	240万円以内

【申請方法】郵送又はインターネット

※②の方は、本人確認書類の省略等申請書類を簡素化します。

【受付期間】9月1日(水)～10月31日(日)（ただし、インターネットの受付は9月13日(月)から）

詳しくは、「栃木県新型コロナウィルス感染拡大防止営業時間短縮協力金センター」にお問い合わせください。

(受付時間) 9時から17時まで（土日、祝日含む）

(電話番号) 028-651-3707

感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】 大規模施設等に対する協力金(変更)

県の要請に応じて時短営業に御協力頂いた大規模施設等に支給する協力金を変更しました。

【対象地域】 (1) 8/8からまん延防止等重点措置区域となっている23市町（茂木町・那珂川町 以外の市町）

及び期間】 ① 8月8日(日)20時から 9月12日(日)24時までの全36日間

② 8月14日(土)20時から 9月12日(日)24時までの全30日間

(2) 8/16からまん延防止等重点措置区域となっている茂木町

③ 8月16日(月)20時から 9月12日(日)24時までの全28日間

(3) 8/19からまん延防止等重点措置区域と同様の要請等を行う那珂川町

④ 8月19日(木)20時から 9月12日(日)24時までの全25日間

(4) 8/20から緊急事態措置区域となる県内全域

⑤ 8月20日(金)20時から 9月12日(日)24時までの全24日間

【対象施設】 県の要請に応じ営業時間短縮に御協力いただいた飲食店以外の大規模施設及び、要請に応じた当該施設内のテナント

【受付期間】 9月13日(月)～11月15日(月)(予定)

【申請方法】 郵送又はインターネット

【支 給 額】 (1) 大規模施設

時短営業に応じた部分の面積1,000m²ごとに20万円 × 時短率(*) × ①～⑤の期間

(2) 大規模施設のテナント・出店者等

時短営業に応じた部分の面積100m²ごとに2万円 × 時短率(*) × ①～⑤の期間

(* 時短率=短縮した時間／本来の営業時間 この他、テナント店舗数等による追加加算あり)

詳細は、県ホームページ等により公表します。